令和　８　年　　第　２　回

雫石町農業委員会総会

会　　議　　録

令和　８　年　２　月　20　日　開催

雫　石　町　農　業　委　員　会

令和８年第２回雫石町農業委員会総会会議録

１　開催日時　令和８年２月 20 日（金）　午後２時 00 分
２　開催場所　総合福祉センター大会議室

３　出席した委員

農業委員

１番	藤村　正彦
２番	晴山　英俊
３番	山崎　忍
４番	髙橋　浩之
５番	砂壁　純也
６番	坂下　千枝子
７番	前　茂見
８番	川口　英敏
９番	八丁野 よし子
10 番	松本　光正

農地利用最適化推進委員

雫　石	木村　正美
雫　石	小谷地　昇
御　所	米澤　晃
御　所	髙橋　大和
西　山	滝澤　美紗子
西　山	柿木　一明
西　山	荒塚　秀則
西　山	袖林　一
御明神	南野　仁
御明神	新田　華織
御明神	下川原 幸宏

４　欠席した委員

農業委員　　11 番　黒沢 菜穂子

推進委員　　雫石　階 保　　雫石　横手 克文　　御所 吉田 光彦　　御所　新田 善男
西山　山本　長栄　　御明神　　松ノ木　奈々子　御明神　小志戸前 健一

５　議事

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による届出について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第２号　農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について
議案第３号　雫石町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

６　職務のため出席した職員

局長　太田　弘幸　　係長　松ノ木　拓也　　主任　上和野　恵太

開会時間　午後２時00分

議　長　　ただ今から、令和８年第２回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員10名、推進委員11名、計21名です。
雫石町農業委員会規則第１１条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長　　（資料に基づき説明）

議　長　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第１３条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、会議録署名人には ３番 山崎忍委員、８番 川口英敏委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。
次に報告第１号～第２号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　それでは、報告第１号から第２号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会資料の３ページをご覧願います。
報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」、表のとおり７件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
総会資料の４ページから９ページをご覧願います。
報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による届け出について」表のとおり15件提出がありました。
番号１～２、10～11の解約理由は、解約し、今後第三者へ売買するためです。
番号３～６、８～９の解約理由は、生産条件不良のためです。
番号７の解約理由は、解約し今後、第三者と賃貸借するためです。
番号12～15の解約理由は、解約し農地中間管理事業にて現在の賃借人へ売買するためです。関連する案件を、このあと議案第２号で、ご審議いただきます。
以上で報告を終わります。

議　長　　事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、報告第１号～第２号を終わります。
次に、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
本案は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、分割して審議いたします。
初めに、番号１～２及び５～６ について事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第１号について説明いたします。
総会資料の 10 ページをご覧ください。
番号１、〇〇、田４筆、畑２筆、面積計 12,820 ㎡、３条使用貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、利用権使用貸借期間満了の更新のためです。
場所は、参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の２～３ページをご覧ください。
番号２、〇〇、田５筆、面積計 17,389 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、借受人の規模拡大のためです。
場所は、参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の６～７ページをご覧ください。
続きまして、12 ページをご覧ください。
番号５、〇〇、畑１筆、面積 2,385 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、借受人の規模拡大のためです。
場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 22～23 ページをご覧ください。
番号６、〇〇、畑５筆、面積計 7,152 ㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、借受人の規模拡大のためです。
場所は、参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 22～23 ページをご覧ください。
また、総会資料 14 ページ、及び 16 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議　長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を３番山崎 委員にお願いいたします。

３番山崎委員

２月 17 日 私、前委員、小谷地推進委員、山本推進委員の６班４名と事務局で現地を確認してきました。

番号１について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料４ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き野菜を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号２について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料８ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲、野菜を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号５について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 24～25 ページのとおりの状況であり、賃借後は白ネギを作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号６について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 24～25 ページのとおりの状況であり、賃借後は白ネギを作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

議　長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委　員

（なし）

議　長

なければ、質疑を終結し採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第１号の１～２及び５～６については原案のとおり決定いたしました。

次に、番号３～４を審議いたします。

本案は、袖林 推進委員が議事参与の制限に該当しますので本案の審議が終結するまでの間、退席願います。

（袖林 推進委員退席）

議　長

それでは、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

総会資料の 11 ページをご覧ください。

番号３、〇〇、田 10 筆、面積計 25,388 ㎡、３条賃貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。

申請事由は、貸付人の労働力不足のためです。

場所は、参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、上側の点は〇〇から〇〇へ〇〇向かった場所、真ん中の点は、〇〇から〇〇へ向かった場所、下側の点は、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 10～11 ページをご覧ください。

番号４、〇〇、田１筆、面積 3,710 ㎡、３条賃貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。

申請事由は、貸付人の労働力不足のためです。

場所は、参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 18～19 ページをご覧ください。

また、総会資料の 15 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議　長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を３番 山崎委員にお願いいたします。はい、３番山崎委員。

３番山崎委員

はい、３番 山崎です。

番号３について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 12 ページ、16 ページ、17 ページ、20 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号４について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 20 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議　長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委　員

（なし）

議　長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第１号の番号３～４は、原案のとおり決定いたしました。

（袖林 推進委員　着席）

議　長

次に、議案第２号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第２号について説明いたします。

総会資料の 17 ページをご覧ください。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものです。

始めに、一括方式の内容について説明いたします。

こちらは、公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するのと同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号１、〇〇、田１筆、面積 11,079 ㎡、新規、貸付人〇〇、借受人 〇〇、期間９年９ヵ月。

番号２、〇〇、田３筆、面積計 5,814 ㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間９年９カ月。

番号３、〇〇、田５筆、面積計 8,935 ㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間９年９カ月。

番号４、〇〇、田１筆、面積 2,854 ㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間９年９カ月。

番号５、〇〇、田４筆、面積計 8,631 ㎡、新規貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間９年９カ月。

番号６、〇〇、田３筆、畑１筆、面積計 12,226 ㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人〇〇、期間９年９カ月。

20 ページをご覧ください。

次に、所有権移転の内容について説明いたします。

こちらは、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社が、売買による所有権移転を行うものです。

番号１、〇〇、田１筆、面積 8,620 ㎡、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

番号２、〇〇　田３筆、面積計 9,716 ㎡、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。

番号３、〇〇、田３筆、面積計 3,935 ㎡、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。

番号４、〇〇、田３筆、面積計 5,739 ㎡、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。

番号５、〇〇、田８筆、面積計 25,471 ㎡、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。

番号６、〇〇、田４筆、畑１筆　面積計 22,614 ㎡、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

番号７、〇〇、畑１筆、面積 1,100 ㎡、譲渡人 〇〇、譲受人〇〇。

番号８、〇〇、　田４筆、面積計 4,102 ㎡、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

番号９、〇〇、田５筆、面積計 17,008 ㎡、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

番号 10、〇〇、田３筆、畑１筆　面積計 7,178 ㎡、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

（なし）

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第３号、雫石町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。

委　員

本案の説明に当たりましては、雫石町農業委員会規則第１６条の規定により雫石町長へ説明員を要求いたしました。

議　長

説明員である農林課の担当者が入室するまでの間、暫時休憩といたします。

委　員　　（暫時休憩）

議　長　　（農林課谷地主任入室）

休憩を解いて再開いたします。
それでは、事務局及び担当者の説明を求めます。

議案第３号について説明いたします。
総会資料の 25 ページをご覧ください。
昨年 12 月に定期見直しが完了した雫石町農業振興地域整備計画について、今般随時見直しによる計画変更が生じたため、その変更について意見決定するものです。変更箇所等の詳細につきましては、農林課担当者が説明いたします。

議　長　　農林課の谷地と申します。
今回の農振農用地区域からの除外内容についてですけれども、大きく分けまして除外案件が６件、編入案件が２件、用途変更の申請が１件となっております。

松ノ木係長

25 ページの除外のほうからになりますけれども、１番が、登記地目現況が畑についての住宅用地として利用するための農振の除外申請。
２番は、山林の住宅用地として利用するための除外申請。
３番は、長期にわたる資材置場として利用しているため現況住居するための除外

申請。
４番については、太陽光発電設備設置のための除外申請となっております。

谷地 主任　NO.５～16 及び、NO.17～27、２ヶ所定期除外ということで中黒沢川地内の山林についての除外を今回、行おうとするものになります。
続きまして 26 ページをご覧ください。
こちらの農振農用地域区域への変更内容になりますけれども、NO.１～７、こちらですね、現在〇〇地区で行っている改良事業に向けて、精査を行ったところ、農業振興地域から外れている筆等が確認されましたことから、こちらの転入を行おうとするものです。
NO.８以降の筆については、こちら御明神側のところになりますけれども、今後の改良等に向けて、こちらでも現況 田の部分の農振地域への加入漏れがありましたので、こちらを含め転入しようとするものになります。
最後に農振農用地区域の用途変更、〇〇ですね、〇〇さんになりますけれども、こちら農業用地の現況 畑となっている部分も農業施設用地、倉庫建築のために用途変更しようとするものです。以上になります。

それでは、25 ページをご覧いただきたいと思います。
はじめに現況地目が農地について、農振農用地の除外内容は農業振興上特に支障がないと認められること、除外後農地法上の転用許可見込みがあることを踏まえ問題ないと考えられます。
つづきまして、26 ページをご覧ください。
農振農用地への編入内容は、編入概要と編入後の用途から継続して農地として利用するため問題ありません。
最後に農振農用地への用途変更は、事業概要から農業振興地域の整備に関する法律第１０条第３項に規定する農用地の利用上必要な施設の用に供される土地に該

松ノ木係長　当し、要件を満たしていると思われます。
以上で説明を終わります。

事務局及び担当者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。５番 砂壁委員、どうぞ。

４番の太陽光について質問いいですか。浅い知識なのですが最近気になるなと思っていたところに出たので、まず会社ですが今、太陽光パネルで問題になっているのが、中国系企業の進出で荒れ地になって環境破壊になっているとこの企業を今、ホームページで調べて見たらば会社としては存続していて株主見たら不明ということで上場もしていないし、株主も記載されていないというところで、よく問題になっているような背景にちょっと近いのかなと、もっと深堀りしていったらば、今、

議　長　私はそんなに政治に興味はないですが、高市政権になってから太陽光パネルについては、ちょっと見直すというのを出している中で、もっと言えば太陽光パネルに対しての支援は打ち切りを前提に公約に入っていたんですけれども太陽光パネルか

５番 砂壁委員　ら太陽光電池のほうに切り替えるというような方針になっている中でこれは、太陽

光パネル、発電どちらですか。会社の概要ではパネルとなっていて、ここに出ているのだと発電設備設置になっているので、その国の方針、時代の流れと逆行するパネルの設置なのか、中国自体が弱くなっているところで、今問題になっている工事を途中で投げ出すようなそういうふうな施設なのか、国として少し進めている発電のほうなのか、ちょっと会社の概要と、ここに書いてあるものと乖離があったので多分、私も含めて町民のかたたちが、これを見ると太陽光パネルみたいな受け止め方をすると思いますので、どっちなのかなというところをわかる範囲で確認できればなと思います。

申請がある内容については今、お話しいただいている太陽光パネルということでの申請です。

そうすると、ちょっと時間をもらって話した前段の問題になっている部分にすごくこう近いところではないのかなと、なんとなく受け止めてしまいました。国が言っていた発電ではなくて、やめると言っているパネルを設置するというところ、あとは、その会社の概要も 200 人くらいの組織みたいだけれども、お名前見る限り、代表取締役も日本人ぽいようだけれども株主というところ含め３ヶ所はすべて不明となっていて上場ではないというところを見ると、なんとなく問題になっている

谷地主任　ような企業に類似するのではないのかなと不安があったので、環境破壊だとか含め、工事がまだ先なので精査してもらって、少し不安要素としてあったので聞いてみました。

５番 砂壁委員

こちらの事業者からまず先ほどのパネルの設置に関しての具体的な計画等も行っているところになります。あとは、業者との信頼度なのかなと思うんですけれども、こちらとしてはできる範囲で登記簿等の提出はもちろん貰っているほかですね、こちらの土地に対して同じような事業が実施できるかということでの位置の検討等は行っていただいたうえ、こちらの地番は地目山林なのですけれども周囲の農地の分断等も含めて検討させていただいた結果、農業の農地の分断等にも影響は与えないというところで今回、上げさせていただきました。

きちっとした行政なので調べているとは思うのですが、私たちは断片的な情報し

谷地主任　か入ってこない中で、決して反対派ではないのですが、今農業をやっていて農業や土地に対する害ではなくて、太陽光パネルの１番の問題になっているのが結局、北海道では、工事計画が途中で資金難で頓挫して、熊だとかイノシシだとかが害獣の発生の元になっているというのも高市政権の、もうやめましょうと言っている、電池のほうに切り替えようとなっている要因の中で、果たして需要、太陽光パネルは結局、収支取れなくなっているエネルギーの中で、これ本当に展望がある産業として雫石に来てもらって何らかの雇用があればいいんだろうけれども太陽光パネルであれば、恐らくないと思うので本当に必要な事業なのかなと工事もまだ令和 10

５番 砂壁委員　年の話なので、短時間の中で提案もらっているので、もうちょっと深掘りする時間があってもいいのかなと個人的には思います。事業に対して可否を言っているもの

ではありません。ここは、可否を求める場ではないことも充分わかっていますし、ここで可となれば、今度は県に上げて、その事業に対しての審査というのをやると思うので、この山林というか土地の活用に対してどうなんだというところはわかったので、事業者に対して説明を求めたら酷だなと思いますので。

農業振興地域の整備、法律に基づいて提出をお願いしている書類の範囲に置いてはになりますが、事業の実施についての具体性ですね、どこまでというところにはなるのですけれども今、現段階で県とも協議している中で、これ以上の書類提出等について求められている部分ではないので、ただ、おっしゃられたとおり、期間があるということなので具体的な計画等をしたほうがいいということですね。

質問の趣旨からいうと、個人的には私はそういった意見になります。
ただ、組織で決めることだから、ここで採決とって可決されれば上程してもらったとおりに進めて決めるのが筋だと思います。

谷地主任

例えば、この会社が前に、どこか地方で同じようなことをやっているのであればそういう市町村に意見を伺って聞いてみるとか、これが雫石町でやる初めて事業なのか、ほかの県でもやっているのかそういうのも調べてみれば安心するというか。

ホームページでみれば事業内容は、まさにこれを商売としている会社のようなので、私が言っているのは新拠点として展開するにあたって今取り巻く環境とやろうとしていることが、私たちが持っている情報の中では少し乖離しているのではないのかなと、どちらかというと問題になっている不安要素のほうが多い中で、今何で太陽光パネルをというところが強いので山林から荒れ地になって結局、周辺の田んぼ、畑やっている人たちに来てもらっては困る動物が来るような要因になってもらっては困るというところがあります。

５番 砂壁委員

７番 前委員

この先、いろいろそういうことが懸念されるということですね。

５番 砂壁委員

ほっといても今、米高い、高いと言ってるけれども農地は減らない可能性はあるけれども、それを担う農家件数は必然的に減っていくのですよ。そうすると働きやすいところ、そういうリスクの無い農地だけを求めていくので、そうすると空白地帯というのが、あそこはやっても動物出るからとか、水が来ないからということで、今まで田んぼだったところが避けられる１つの要因になる可能性があるわけですね、もし心配している状況になった場合、きちんと太陽光発電として業務が推進されて整備がきちっとされれば、それはそれで全然いいと思うんだけれども、そうではないところが今問題になっているので、その中で果たしてこれがいいことなのか、太陽光電池であれば雫石町は最新的ですごいと思ったのですが、パネルだったら、ちょっとどうなんだろうと思います。

議　長

５番 砂壁委員

谷地主任と今、協議しまして、この４番につきましては、県のほうに確認をとっ

た上でないと答えが出せそうもありませんので、この４番を保留で、今回は、ほかの部分と分ける採決とさせていただきたいと思います。県との確認をとった上でまた用途変更させていただくと、国だけで判断してしまいますと、訴訟案件にも成り兼ねないところになりますので、その上でも県と協議した上で、きちっとした回答をした上でまた改めて採決をお願いしたいと思います。

そうですね、短時間で見れる情報が少ないので、少し丁寧に進めたほうが納得した上で賛成に手をあげたほうがいいのかなと思いますので。

太田局長

では４番は保留ということで。

はい、事務局及び担当者の説明が終わりました。４番は、一旦保留ということにして、ほかの案件の採決をしたいという説明でございましたけれども、そういう取扱いでよろしいでしょうか。

５番 砂壁委員　いいです。

その他に意見等ございませんか。はい、川口委員。

太田局長

この事業は基盤整備、計画でやりますよね、全てそれに関わるのですか。

議　長

編入のところということですか。

編入もあるし、それから山林とか。

委　員

除外のほうですか。籏野地区の事業とはまた別になりまして編入の部分について

議　長　籏野地区、周囲の隣接する〇〇の部分になるんですけれども、こちらの精査を行っていった結果、農業振興地域に本来かかっているべきといいますか現状、田として

８番 川口委員　機能している部分についても、田もしくは畑ですね、そういった中に、その農業振興地域から漏れてしまっている部分があり、そちらの面積ですね農業振興地域の面

谷地主任　積が今後、基盤整備等を行っていくにあたり、合わせていくことが必要となっているところから今回、編入を行うところになります。

８番 川口委員

わかりました。結局、農振地域でないと事業はやれないということですね。

谷地主任

そうですね、事業の面積等を算入に含めた状態に行わない限りということになっています。

はい、わかりました。

よろしいですか。そうしますと先ほどもお話しいたしましたけれども４番を除い

た部分において、皆さんの採決をしたいということで進めてよろしいでしょうか。

８番 川口委員

いいです。

谷地主任

農振農用地区域からの除外内容の１～３、５～27、そして 26 ページの農振農用地区域への編入内容、及び農振農用地区域の用途変更申請内容、これにつきまして

８番 川口委員　採決をするということでよろしいでしょうか。

議　長　　よろしいです。

それでは、質疑を終結して採決にをしたいと思います。

委　員　　ただいまの議案について、異議なしとすることに賛成のかたは挙手を求めます。

議　長　　（全員挙手）

全員挙手でありますので、議案第３号は先ほど申しましたとおり変更ございましたが「異議なし」ということで決定いたしました。

委　員

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

議　長

閉会時刻　午後　３時 00 分

以上が令和８年２月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和　８　年　２　月　20　日 開催

議　　長　　会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　　３番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

８番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿